

内規（6）

中志津ふれあい公園の管理について

- 1、中志津ふれあい公園の管理は、中志津自治会がおこないます。
  - （1） 佐倉市公園緑地課への申請等書手続きは、事務局が担当します。
  - （2） 中志津ふれあい公園美化サポート隊の隊長及び幹事への連絡・調整等は事業部が担当します。
  - （3） 中志津ふれあい公園に植える花代等活動経費以外に必要な経費は、中志津自治会で検討のうえ負担するものとします。
  
- 2、中志津ふれあい公園の清掃・花壇に花を植える作業等は「中志津ふれあい公園美化サポート隊」の協力を得て実施します。
  
- 3、中志津ふれあい公園美化サポート隊・隊則
  - （1） 隊 名 本隊を中志津ふれあい公園美化サポート隊といたします。
  - （2） 目 的 本隊は中志津自治会の活動を支援する団体として、中志津ふれあい公園を美しくすることを目的とします。
  - （3） 隊長及び幹事 隊員の互選により、隊長及び幹事を選出し、中志津自治会へ通知するものとします。
  - （4） 活動経費 自治会からの交付金（市の補助金相当分）をもって運営します。  
なお、交付金の支出は、中志津ふれあい公園美化サポート隊が管理し、年間の収支報告書を中志津自治会へ提出するものとします。  
(前年度分を毎年4月に提出。)
  - （5） 用具等の貸与 自治会のユニフォーム、清掃用具・機器等、活動に必要な用具は自治会から貸与を受けるものとします。
  - （6） 活動内容 活動内容、活動日時等は、隊員の総意により決定します。  
なお、活動内容、活動日時は、事業部へ連絡するものとします。

付則 平成14年1月19日 制定・施行  
平成16年5月15日 改正・施行

